

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

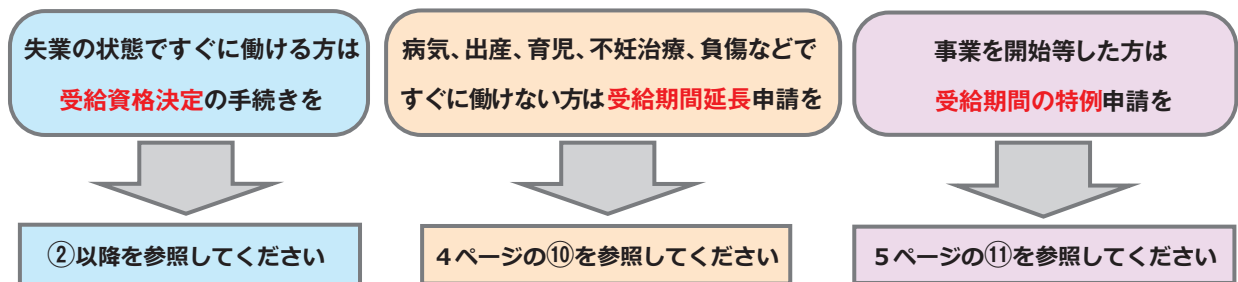
- ※受給手続きには**個人番号確認書類（マイナンバーカード等）**が必要です。
- ※雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、**求職申込みには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所とオンラインによる登録（9～11ページ参照）の活用をお勧めさせていただきます。**
- ※職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用をお勧めさせていただきます。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「**求職者給付**」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「**基本手当**」（いわゆる**失業手当**）を中心に、その内容や手続きを説明します。

- ※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方
- ※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方



② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | ⑩ パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |



④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワーク（12ページ参照）へ、ご自身で求職申し込み（9～11ページ参照）などの手続きをしてください。

なお、主として都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票—1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（下の記入例を参照）ただし、個人番号欄はハローワークに來所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。
2. 離職票—2
3. マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。
 - ① 個人番号確認書類（いずれか1種類）
通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
 - ② 身元（実在）確認書類（（1）のうちいずれか1種類。（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可））
（1）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
（2）公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など
4. 写真2枚*（最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm程度。）
※ 高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者であった方は1枚
★ 本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。
5. 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部金融機関を除く）
6. 船員であった方は船員手帳

<記入例>

求職者給付等払渡希望金融機関指定届					
届出者	フリガナ	氏名	労働太郎	フリガナ	住所又は居所
	氏名	労働太郎	フリガナ	住所又は居所	神奈川県横浜市中区尾上町〇-〇-〇
20. 払渡希望金融機関	フリガナ	名称	〇×銀行 △◇支店	金融機関コード	本店 9 8 7 6 3 4 5
	名称	〇×銀行 △◇支店	支店	支店	
	銀行等（ゆうちょ銀行以外）	口座番号	（普通） 1234567		
	ゆうちょ銀行	記号番号	（総合） -		

◆ 船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

⑤ 求職者給付を受けられる資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。
（離職日が令和2年8月1日以降の方は、「賃金支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上ある月」も1か月として計算できます。）

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については3ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

※ マルチ高年齢被保険者だった方には下限額はありません。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50 \sim 80\%) \times \text{賃金日額} = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 退職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 退職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 退職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
---------	------

（暫定措置）

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期） が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期）+ 1～3か月（給付制限） が経過した後（詳細は7ページ参照）
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。（早めに手続きをしてください）	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

※ 有期契約を反復更新している方（契約期間が計3年未満）で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

10 すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された方は【受給期間延長】

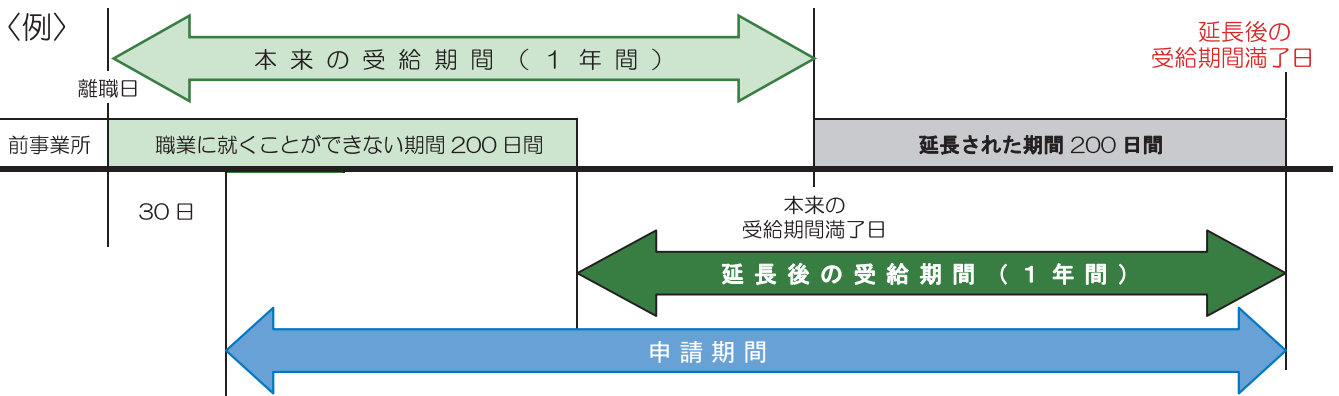
退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業（補償）給付を受給中の場合を含む）
- ② 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない（不妊治療を含む）
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により退職して、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	退職の日（働くことができなくなった日）の翌日から30日 過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能です。	退職の日の翌日から2か月以内 （求職申込みをされた後には、この取り扱いはできませんので、ご注意ください。）
延長期間	（本来の受給期間） 1年 + （働くことができない期間） 最長3年間	（本来の受給期間） 1年 + （休養したい期間） 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票-2（「離職票-1」は不要です。） ----- 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク（受給資格決定後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク）	



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

⑪ 事業を開始等した方は…【受給期間の特例】

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年以内となっています。令和4年7月1日から事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

離職日の翌日以後に下記の要件を全て満たす事業を開始等した場合は、受給期間の特例を申請できます。

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。

※次のいずれかの場合は、④に該当します。

- ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
- ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。

- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。

※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

<留意事項>

この特例の対象は、令和4年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。以下のような場合にはご注意ください。

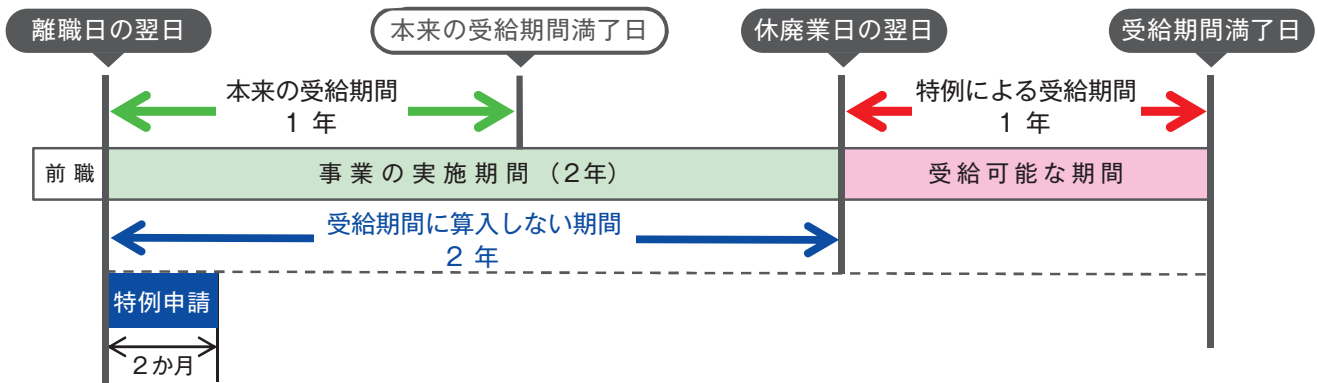
令和4年6月30日以前に事業を開始	令和4年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
令和4年6月30日以前に事業の準備に専念	令和4年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
	事業を開始しなかった	特例の対象外
	令和4年6月30日以前に事業を開始し専念	

★受給期間延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一体の様式になっていますが、この2つの申請は、受給期間の特例の対象ではないことにご注意ください。

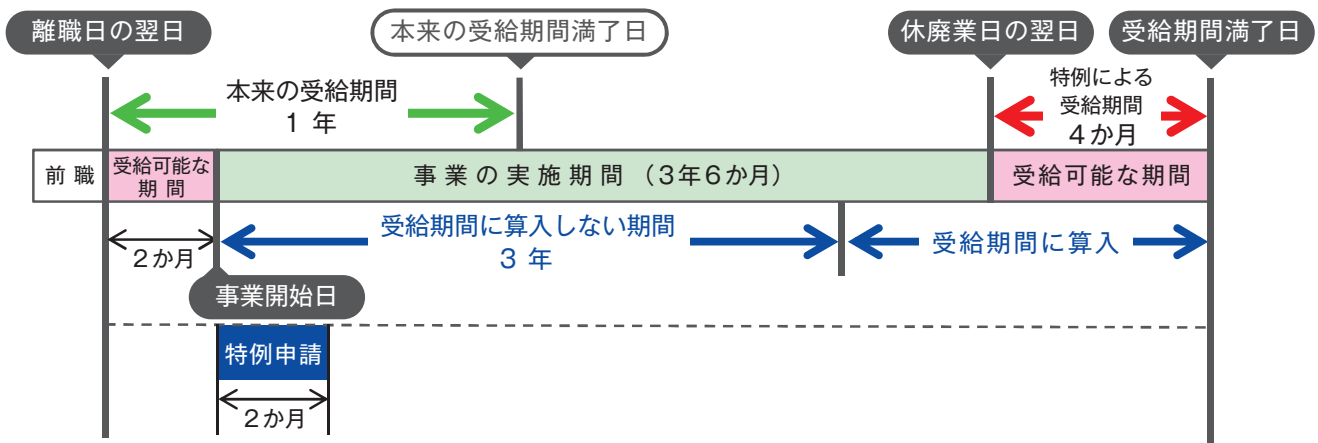
受給期間の特例の申請手続き

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	①受給期間延長等申請書 ②離職票-2 (受給資格の決定を受けていない場合) または受給資格者証 (受給資格の決定を受けている場合) ③事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類 (1) 事業を開始した場合または事業に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 (2) 事業の準備に専念し始めた場合 【例】金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等
提出方法	本人来所、郵送、代理の方 (委任状が必要)
提出先	住居所を管轄するハローワーク (受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク)

1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



⑫ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑬ 国民健康保険料(税)の軽減について

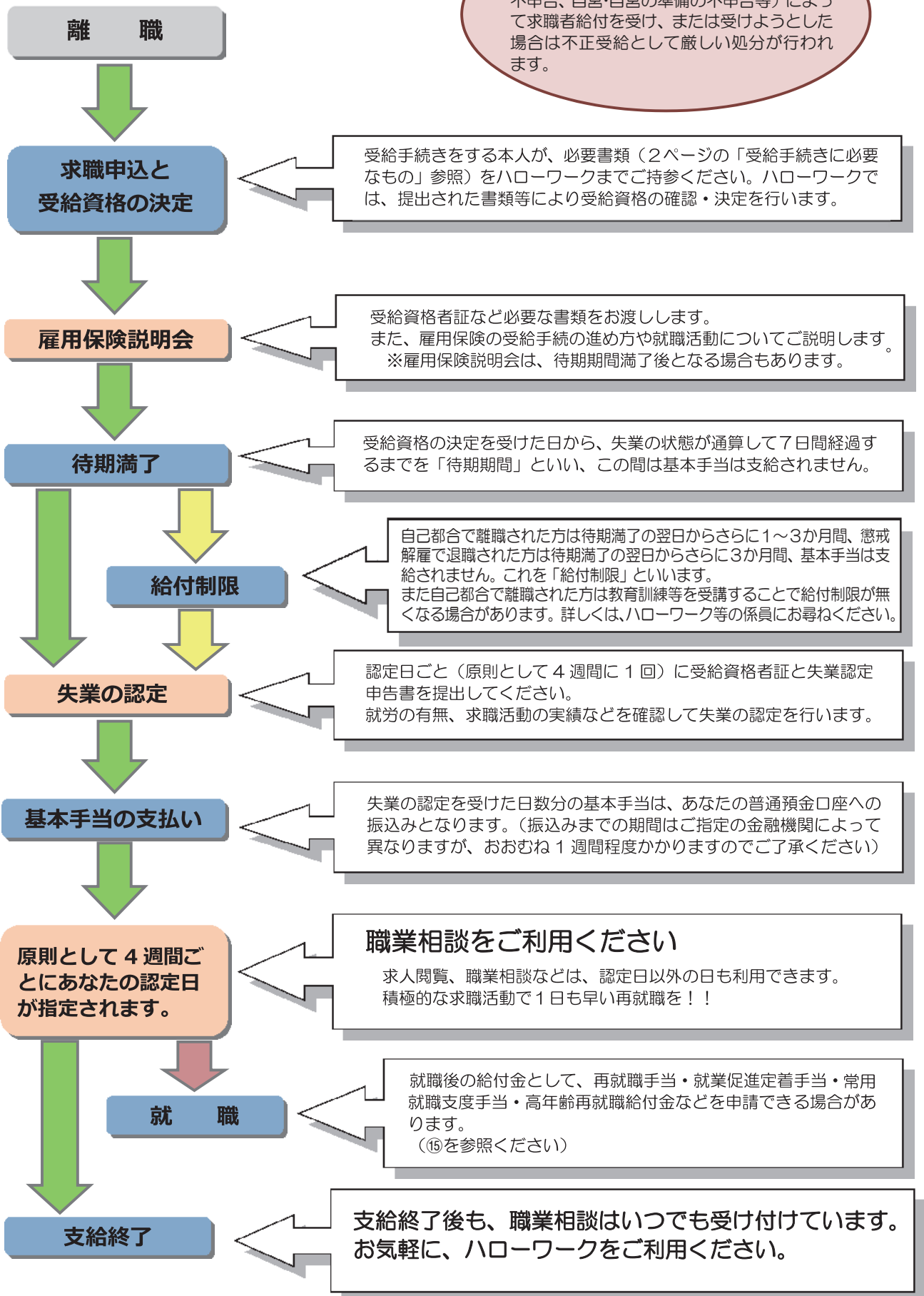
特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑭ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください！

偽りその他不正の行為（例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等）によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。



⑮ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は 支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たす必要があります。

※ 雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者を除く）となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、就業促進定着手当の給付を受けることができます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の10%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の10%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。ただし、再就職手当（上記⑮）と同時に受けることはできません。

⑯ その他の手当

ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介により遠隔地で就職する場合などに支給される「移転費」、ハローワークの紹介により遠方の事業所で面接等をする場合に支給される「広域求職活動費」、ハローワークの職業指導により再就職のために1か月未満の教育訓練を受け、訓練を修了した場合に支払った経費の一部が支給される「短期訓練受講費」、求人者との面接等の為、子の保育等サービスを利用した場合に利用費の一部を支給する「求職活動関係役務利用費」などの手当があります。詳細はハローワークにお尋ねください。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

ハローワークでは、これまでの職歴の棚卸しなど、ご希望に応じた職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などのサービスを提供しています。

再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!

、ハローワークでの「お仕事探し登録」がお済みでない方 /

事前に**オンライン登録**を
オススメします！

当日の手続き
時間短縮！



当日の手続き手順

事前登録なし の場合

当日、
「求職申込書」の用紙をお渡しします。

ご自身の情報、
お仕事探しの条件、
経験したお仕事の詳細などを
記入していただきます。

所要時間：約 **20分**

記入していただいた内容を
窓口にて職員が確認し入力します。

所要時間：約 **20分**

事前登録（オンライン登録） した場合

事前に、
ご自身のスマートフォンより下記
コードを読み取っていただくか、
パソコンからアクセスしオンライン
登録をしてください。

登録手順は
10ページ～



完了したらマイページログインし、**求職番号**
を確認・以下に記載して雇用保険手続き時
にお持ちください。

求職番号

—

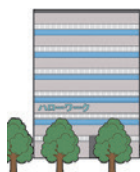
当日は **0分**！

事前に登録して頂いた内容を
窓口にて職員が確認します。

所要時間：約 **5分**！

その後、給付課にて手続きを行います。

※上記所要時間の比較は、求職登録手続きにかかる時間のみのです。待ち時間は考慮されておりません。
混雑する場合がありますので、お時間に余裕をもってお越しください。



すでに登録がある方は事前登録不要です。
登録の有無が不明な場合は、ハローワークへお問い合わせください。

なお、雇用保険の手続きは、お住いの管轄ハローワークにて手続きを
お願いします。

お住いの管轄
ハローワーク
(神奈川)



オンライン登録手順

スマートフォン版



すでにハローワークの求職登録をされている方は不要です。
ご不明な方は確認いたしますので、ハローワークへお問い合わせください。

1

こちらのコードを
読み取ってください。

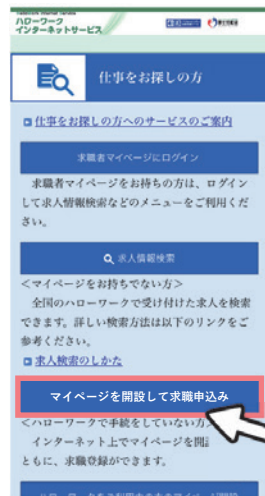


ハローワーク
インターネットサービス



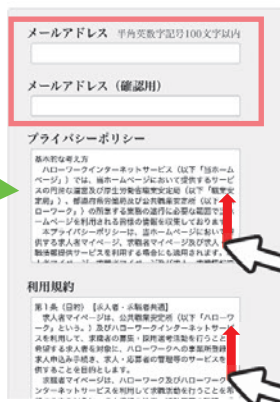
2

「マイページを開設し
て求職申込み」を
選択



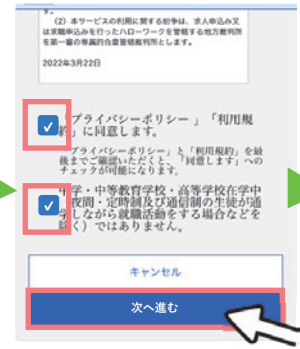
3

メールアドレスを入力
し、下の「プライバ
シーポリシー」と「利
用規約」をスクロール
し最後まで読む



4

「プライバシーポリ
シー」と「利用規約」
を最後まで読んでいた
だと、☒チェックが
可能になります
→次へ進む



この画面を閉じずに
届いたメールを
確認してください

5

入力したメールアド
レスに「アカウント
仮登録完了通知」が
届いているのを確認
し、「認証キー」を
確認
(長押ししてコピー)



6

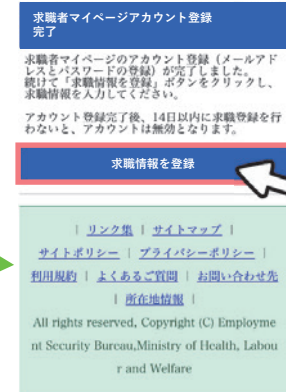
新規パスワードを作成し、
メールに届いた「認証
キー」をペースト
(もしくは入力)
→完了



※パスワードは全て半角
「数字」「英字」「記号」
3種類全てを組み合わせ
8桁以上32桁以内
・記号は
@:;.,/¥-!"#\$%&'<>

7

「求職情報を登録」
を選択



8

基本情報から
必須 の項目を入力

※ **必須** は必ず入力
任意 は可能な範囲で
入力してください



ひきつづき **必須** の項目を全て入力してください (**任意** は可能な範囲で入力)

★ 2. 求職情報提供等

「求職情報公開」および「求職情報提供」について、迷う場合は、各項目一番下の「～しない」「～不可」をお選びください。相談窓口にてお問い合わせします。

求職情報公開 (求人者への提供) **必須**

☐ 求職情報を公開する

☒ 求職情報を公開しない

求人者 (ハローワークに求人する事業者) に対し、これから登録する求職情報 (職業分類、希望する仕事、希望する仕事の内容) を公開します。
「公開する」を選択した場合、「自己PR」ページで公開する情報を選択できます。

求職情報提供 (地方自治体・地方版ハローワーク/民間人材ビジネスへの提供) **必須**

☐ 地方自治体・地方版ハローワーク、民間人材ビジネスともに可

☐ 地方自治体・地方版ハローワークのみ可

☐ 民間人材ビジネスのみ可

☒ 地方自治体・地方版ハローワーク、民間人材ビジネスともに不可

★ 3. 希望職種

「希望する仕事」は、職業分類を選択から近い職種を選んでください。

不明な場合は「検討中」を選択してください。

希望する仕事 求職情報公開 職業分類コード 一覧 **必須**

希望する仕事
☒ あり ☐ 検討中

希望する仕事1

職種 ②

347

職業分類を選択

不動産営業員

経験年数 (任意)

3年以上

希望する仕事の内容 (任意) ② 全角60

1. 基本情報

★ 2. 求職情報提供等

★ 3. 希望職種・時間等

4. 希望勤務地・賃金

5. 学歴/資格

6. 経歴

7. 障害情報 (該当する方のみ)

8. 自己PR (任意)

9. 求職登録完了

★ マークは、左記をご確認の上選択してください

職業分類

上位

34 営業の職業

341 飲食料品販売営業員

✓ 341 飲食料品販売営業員

342 化学品販売営業員 (医薬品を除く)

343 医薬品営業員

344 機械器具販売営業員

345 通信・情報システム営業員

346 金融・保険営業員

347 不動産営業員

349 その他の営業の職業

※エラーメッセージについて

【赤色のメッセージ】 内容を入力・修正した上で「次へ進む」ボタンをクリック

【オレンジ色のメッセージ】 修正が不要であれば、もう一度「次へ進む」ボタンをクリック

完了 ボタンを押すとオンライン上の求職登録が完了します。

希望する勤務条件 (例「勤務時間、休日については柔軟に対応できます」) や仕事をするうえで配慮してほしい事柄、「専門知識・技術・能力」や「アピールポイント」以外で入力しきれなかった事柄など、自由に入力できます。

外国籍の方 (特別永住者である方を除く) は、在留カードの表面の「在留資格」、「在留期間 (満了日)」の欄に記載されている事項を記載ください。また、在留カードの裏面の「資格外活動許可欄」の欄に記載がある場合は、「資格外活動許可あり」と記載ください。

(記載例) 在留資格: 留学、在留期間 (満了日): 2022年10月20日、資格外活動許可あり

前へ戻る

完了

ハローワークインターネットサービス
トップ > 求職登録
求職者マイページ登録完了

求職登録が完了し、求職者マイページが開設されました。

求職者マイページの各種サービスをご利用いただけます。求職登録の有効期間は、原則として、登録日の翌々月末までです。求職登録が無効となると、マイページの一部の機能が利用できなくなります。ハローワークでは、求人情報の提供や職業紹介だけでなく、応募書類の作成や面接のアドバイスなども行っていますので、ぜひハローワークをご利用ください。

障害のある方は、ハローワークの障害者専門窓口をご利用いただけます。専門的な知識をもつ職員・相談員が、個別にその方にあった求人の提出を事業主に依頼するなど、きめ細かい支援体制を整えています。障害者手帳をお持ちでない方も利用できますので、ぜひご利用をご検討ください。

ホームへ進む

おつかれさまでした。

マイページを下にスクロールすると、「求職番号」が表示されます。

下記に記載し、雇用保険手続きの際にお持ちください。



※このコードは見本です。

求職番号

70003-77513

上記の登録をされた方は、右のサイトから、より多くのお仕事情報を見ることができます！
求職番号を入力して、ご利用ください

お仕事検索



全国のハローワークで受理したお仕事情報が常時**100万件**！



ハローワークインターネットサービス 検索

求職番号

—

※雇用保険の受給手続きを行うためにはハローワークへお越しいただく必要があります。

【操作方法に関するお問い合わせ先: ヘルプデスク】

電話: 0570-077450 受付日時: 月曜～金曜 9:30～18:00 (年末年始 (12/29～1/3)、祝日除く)

ハローワーク(公共職業安定所) 一覧表

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
横浜	〒231-0001 横浜市中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎	045(663)8609	横浜市神奈川区、旭区、西区、中区、磯子区、南区、港南区、保土ヶ谷区
戸塚	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	045(864)8609	横浜市戸塚区、泉区、栄区、瀬谷区
港北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	045(474)1221	横浜市港北区、緑区、都筑区、青葉区
横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	045(788)8609	横浜市金沢区、逗子市、三浦郡、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦泉町、田浦大作町、田浦町、長浦町、箱崎町、鷹取、湘南鷹取、追浜本町、追浜東町、追浜南町、追浜町、夏島町、浦郷町、浜見台
川崎	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	044(244)8609	川崎市川崎区、幸区、横浜市鶴見区
川崎北	〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 4F	044(777)8609	川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
横須賀	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	046(824)8609	横須賀市(ハローワーク横浜南の管轄を除く区域)、三浦市
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎	0466(23)8609	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡
平塚	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎	0463(24)8609	平塚市、伊勢原市、中郡
相模原	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎	042(776)8609	相模原市
厚木	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	046(296)8609	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡
大和	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	046(260)8609	綾瀬市、大和市
小田原	〒250-0011 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9 F	0465(23)8609	小田原市、足柄下郡
松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	0465(82)8609	秦野市、南足柄市、足柄上郡

地方運輸支局等 ※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方

地方運輸支局	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
関東運輸局 海事振興部 船員労政課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 16 F	045(211)7231	神奈川県全域

※ご来所の際は、公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

厚生労働省 HP に雇用保険の Q&A を掲載しておりますので、ご覧ください。

【URL はこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。